

障害者支援施設への入所事務手続き（概要版）

平成 25 年 2 月 18 日

島根県障がい福祉課

1 入所の申込み …入所希望者 市町村に相談、介護給付費支給申請書提出

2 市町村による施設への入所依頼 …市町村は、以下の書類を施設に提出

- ①入所事前申込書（様式第 1 号）…入所希望者に提出を求める。
- ②入所依頼書（様式 2 号）…入所希望者の概況、入所の必要性につき市町村が作成
- ③添付書類 …介護給付費支給申請書、障害程度区分認定調査票、医師意見書、勘案事項調査書
注 1）市町村は、入所希望者に施設への見学、面談を助言し、適切な施設選択を支援
注 2）相談支援専門員が関わるができる場合は、相談支援専門員と連携

3 入所決定又は入所待機者名簿への登録

- ①申込書等を収受した施設は、サービス提供を拒否する正当な理由がある場合を除き、受理
ア、空きがある場合 → 入所手続きを進める
イ、空きがない場合 → 入所待機者名簿(様式第 3 号)に登載（申込書等収受年月日順）し、「入所待機者登録通知書」（様式第 4 号）により市町村に通知
ウ、サービス提供拒否事由には該当しないが、施設の特徴や該当者の障がい特性から、他の施設がより適切な支援ができると考えられる場合 →施設はこの旨を市町村に申し出。市町村は、その内容や他施設の待機状況等を踏まえ、入所希望者の意向を確認し、施設に回答。（申し出を行った施設は回答結果を尊重）
- ②サービス提供を拒否する正当な理由あるとき→ 具体的な理由を明示して市町村に連絡・確認。正当であれば、入所希望者・市町村は他の施設に再申込み

4 入所待機者の適切な把握

- ①施設は、空きが出た場合、待機者名簿順に入所決定（緊急入所等を除く。）
- ②市町村は、待機者が他施設に入所した場合、入所を必要としなくなった場合は、入所待機辞退届（様式第 5 号）を施設に提出。また、障害程度区分認定の変更があったときは、施設に変更後の情報を提供
- ③市町村は、毎年 4 月 1 日現在の待機者の現況を「入所待機者の現況報告書（様式第 6 号）により、各施設に報告し、施設はこれを確認
- ④施設は、毎月初日の待機状況等を、「入所者数等報告書」（様式第 7 号）により、県に報告。県は、これをホームページで公表

5 緊急入所調整の取扱い

- ①市町村は、緊急に入所の必要がある場合、入所希望者の意向を踏まえ、緊急入所調整依頼書（様式第 8 号）により、施設に調整依頼
- ②施設は、入所調整委員会（第三者の委員 1 名以上を含む。）を設置し、関係市町村職員の出席を求め、調整会議を開催し、協議決定。知的障がい、必要のあるときは、障がいの状態等につき、心体相に助言を求め、又は、特に必要があるときは、職員の調整会議への出席を依頼することができる。
注）虐待、災害による緊急入所及び強度行動障がい特別支援終了者は、別途の手続きにより入所決定

6 特別支援学校卒業予定者の申込み …以下の点について、特別な取扱い

- ①入所希望者は、卒業学年の10月最初の開庁日から、介護給付費支給申請書の提出ができる。
- ②待機者名簿の登載は、「入所依頼書受理年月日」ではなく、「介護給付費支給申請書受理年月日」による。

7 現在の待機者の適正化

- ①市町村は、既往の待機者のうち、現に入所が必要な者について、上記2の入所申込書類を提出する。施設は、提出のあった者を新たな待機者名簿に登録する。(登録順は既往の順位による)
- ②施設は、新名簿の移行に当たり漏れがないか確認

8 適切な運用の確保

- ①県障がい福祉課は、この手続きに関する疑義照会に対応し、また、必要な見直しを行う。

9 適用年月日

平成25年3月1日以降に新規の介護給付費支給申請書の提出があったものから適用し、平成25年5月31日までに既往の申込者の整理を行う。